

住み慣れた地域で安心して暮らすために



認知症の高齢者などを支援する成年後見制度。市では、この制度を必要とする人たちのために、専門の相談窓口として成年後見支援センターを設置しました。ここでは、センターの役割などを紹介します。

成年後見支援センターを設置しています

高齢化をはじめとする社会構造の変化に伴って、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすための支え合いの重要性が高まっています。認知症や知的障がい・精神障がいなどを抱えていて、判断能力が十分でない人へのサポートもその一つです。

判断能力が十分でない人は、不動産や預貯金などの財産の管理や、介護サービスなどの契約を結ぶことが難しい場合があります。また、正しい判断ができずに不利益な契約を結んでしまうなどの被害に遭う恐れもあります。

このような人を支援するために、家庭裁判所が選んだ人や家族が成年後見人などとなり、本人に代わって財産や権利を守るのが成年後見制度です。

市では、この制度を必要とする人が必要なときに利用できるよう

に支援するため、専門の相談窓口として成年後見支援センター(市役所議会棟1階・高齢者福祉課内)を設置しました。

周囲の人からの相談が重要です

成年後見制度が必要な人の多くは支援の必要性を認識できず、自分から相談をしない・できない状況にあります。

支援が必要な人を早期に発見し、速やかに支援に結び付けるためには、家族や友人などの周囲の人が専門の窓口相談することが重要です。また、金融機関や介護・医療機関などの、日常生活で本人と接する機会がある関係機関が気にかけて、相談することも有効です。皆さんの周りに成年後見制度の利用が必要と思われる人がいたらセンターに相談してください。

センターでは、早期に相談してもらうための取り組みとして、成年後見制度に関する広報のほか、

関係機関と連携体制を強化するネットワークの構築を行っています。

成年後見支援センターの主な業務

センターでは、成年後見制度の利用が必要と思われる相談があった場合に、家庭裁判所への申し立て手続きの支援を行っています。

また、相談の内容によって、成年後見制度以外に必要と思われる制度やサービスがある場合は、その相談窓口につなげることで困り事の解決に結び付けます。

このほかにも、成年後見制度を利用する人の状況を踏まえて、成年後見人などとしてふさわしい人を家庭裁判所へ推薦する受任調整や、後見事務の担い手となる市民後見人の育成にも取り組んでいます。

※くわしくは成年後見支援センター(☎20・1537・高齢者福祉課内)へ。